

## 第8回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和3年2月5日 午後3時00分～午後4時18分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	6番	星野	愼悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（2人） 4番 羽鳥 誠、5番 齋藤 邦雄

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 下限面積（別段面積）設定の検討について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

6、その他

○意見書に対する回答について

○令和3年分「農作業等標準料金表」について

○玉村カレーのじゃがいもの植え付けについて

参考：令和2年3月17日（火）、平成31年3月19日（火）

○その他

## 7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

## 8、会議の概要

議 長：ただ今から第8回総会を開会いたします。

本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。

それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、16番 吉田委員、1番 塚越委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の栗崎係長を指名いたします。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1を事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 番号1 受付番号43200163 農地法第5条の規定による許可申請について詳細を朗読、説明】

使用貸借での一般住宅用地への転用許可申請です。

申請地は昭和63年度に除外されております。

申請地は20ha以上の集团的農地の辺縁部ですので第1種農地ではありますが、集团的性を阻害する場所ではなく、周辺の農地や第2種農地・第3種農地及び所有地に代替可能な土地はないため「集落接続」と判断と説明。

以上で番号1の説明を終わります。

議 長：それでは、番号1 受付番号43200163について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農振部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しまして、周りの農地に影響が無いことから、部会としては許可相

当といたしました。以上です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200163 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43200163 は原案のとおり許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 1 号 番号 2 受付番号 43200164 について詳細を朗読、説明】

贈与での一般住宅用地への転用許可申請です。

申請地は昭和 56 年以前から除外されております。

農地区分の判断としましては、東側道路に上下水道が入っており、500m 以内に保育所と医療機関が 2 軒ありますので第 3 種農地と判断出来ると説明。

以上で番号 2 の説明を終わります。

議長：それでは、番号 2 受付番号 43200164 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農振部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しまして、周りの農地に影響が無いことから部会としては、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200164 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43200164 は原案のとおり許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43200165 について詳細を朗読、説明】  
売買での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は昭和 56 年以前から除外されております。  
農地区分の判断としましては、北側道路に上下水道が入っており、500m 以内に教育機関と医療機関が 2 軒ありますので第 3 種農地と判断出来ると説明。  
以上で番号 3 の説明を終わります。

議長：それでは、番号 3 受付番号 43200165 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農振部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しまして、周りの農地に影響が無いことから、部会としては許可相当といたしました。以上です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200165 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200165 は原案のとおり許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 1 号 番号 4 受付番号 43200166 について詳細を朗読、説明】  
売買での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は昭和 56 年以前から除外されております。  
農地区分の判断としましては、農地の広がり が 3ha 未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する 10ha 未満の農地ということで、第 2 種農地と判断したと説明。  
以上で番号 4 及び議案第 1 号の説明を終わります。

議 長：それでは、番号4 受付番号 43200166 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農振部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しまして、周りの農地に影響が無いことから部会としては、許可相当といたしました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200166 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200166 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：下限面積（別段面積）設定の検討について説明いたします。会議次第をめぐって下さい。

「議案第2号 下限面積（別段面積）の設定について」という資料がございます。玉村町では平成30年に飯倉と五料地区について初めて5反ルールより下げましたが、この件に関しましては毎年農業委員会で審議することになっておりますので、今年も審議をお願いするところです。

農地の売買・贈与・賃貸等の権利を取得するには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であり、許可要件の一つに「権利取得後の耕作の事業に要すべき農地の下限面積が50アール（北海道は2ヘクタール）」と定められています。しかし、平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会において審議し、別段の下限面積を設定することが出来るようになりました。また、先ほどもお話しさせていただきましたが、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。

そこで、1枚めぐっていただきますと「下限面積（別段面積）設定の検討について」という資料がございますので、そちらをご覧ください。農地法施行規則17条1項（地域の4割以上の農家の経営面積が5反以下となっている場合には実情に合わせ、下げる）に該当するかとありますが、農業センサスの数値が5年ごとの調査ですので昨年と同じものでありますが、7割近くが5反以上ですので、こちらには該当しません。

続いて、群馬県内の下限面積設定状況につきまして、参考に付けさせていただきました。

周辺で見ますと伊勢崎は設定無しということで、5反のままです。前橋・高崎は全域で4反、藤岡は山の方は2反、平地は3反に設定しております。また、太田市・館林市・邑楽郡はいずれも設定していませんので、5反のままです。

玉村につきましては、五料・飯倉は2反、その他の地区については5反となっております。五料・飯倉及びその他の農地につきまして、昨年同様の設定でよろしいか審議をお願いいたします。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長：それでは、議案第2号について審議を行います。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

事務局から説明があった通り、毎年下限面積について設定の審議をいたします。

五料・飯倉地区は、皆さんもご存じのとおり、畑地帯が多くなっております。

五料・飯倉土地改良が平成の始めに行ってきたのですが、水田農業の関係で転作関係を主に行ってきた地域で天狗岩の水が隅々まで行き届かない状況の中で農業をやっていくには大変ということで、稲作から畑作に変えてみたらどうですかと提案したこともあり、初めて農業をする方も5反要件から下げた方が始めやすいということで、五料・飯倉地区に関しては要件を下げたという流れがあります。そう言う事から、今回も同様に五料・飯倉地区は2反ルールを設け、その他の地域は5反としたわけですが、今回も同じ設定でよろしいか皆さんの意見をお願いします。

委員：他の市町村では下限設定を設けている所としていない所があるが、どういう理由で設けないのかまた、設けた場合はどういうメリットがあるのか教えて欲しい。

事務局長：一覧表を見ていただくと分かるように、設定をしていない所はおおよそ玉村町よりも東の東毛地区はだいたい設けておりません。米麦作が主であるということもありますが、あまり面積が小さいと農業として食べていく事を考えると面積が小さい所では困難なのではないかということが加味されていると思います。

西毛・北毛地区の方に行きますと、それに加えて数ということもでてきますので、米麦ほど面積が必要無くなることから、市町村によって下限面積を設ける設けないの差になると思われまます。

委員：設ける理由はだいたい分かったのですが、設けた場合のメリットは何ですか。

事務局長：玉村町では、五料・飯倉地区が2反あればという設定になっております。この設定をしたことによりまして、五料・飯倉地区であれば取得後の経営面積が2反あれば3条の許可がおりることが可能ですという形になります。農地を取得する要

件につきましてはそれ以外の地区については、合計で5反無ければ農地を取得することができないわけですが、五料・飯倉地区につきましては下限面積を設けることにより2反あれば農地を取得できることとなります。これにより農地の流動化、農地の貸し借りがしやすくなります。初めて農業を始めてみようという方にはかかわりやすくなるというメリットがあります。

委員：では下限面積は設定しない方が良くないですか。設定しなければ1反からでも始められるんじゃないですか。

事務局長：設定をしなければ5反のままということです。5反無いと農地を借受けできません。買う事もできないということです。下限面積を設けることにより2反に引き下げることです。

委員：では、もっと下げて1反にすれば良くないですか。

事務局長：下限面積を1反にすれば良いのではないかと。との意見が出ましたが、2反くらいの経営面積があれば、作る物によっても変わりますが農業として成り立ってくのではないかとということで設定させて頂いた数字になっております。

議長：大きい括りのある農地法第3条については、農家要件というのは50アール要件というのが法律にあります。現実問題農業をやりたいということで親から相続されるものについては地目の土地は全部相続することができますが、新たに購入をしたり新たに土地を借りたりすると、3条の中によっては50アールを満たさなければ購入、賃貸ができませんとなっています。

そういう状況になると農家が後退してしまうということで、前回の農業委員会の人たちがいろいろアンケートや資料的な物を作り、特に五料・飯倉地区が土地改良を行った際に水が来ない等の理由で畑作農業の方に土地の貸し借りをしている人がいるので、現実問題土地を耕作する人も50アールを満たさなければ農家要件を満たさないんですけれども、下げた方が良くないかということで前回下げた訳です。その方が幅広く五料・飯倉地区の土地を借りられるわけです。その中で玉村全域を20アールに引き下げるのではなくて、米麦を行っている所は、50アールが基本でするので変更無しということにしました。

上野村とか10アールの所もありますが、山間地になります。

前回はこのような変更をいたしました。また今年度もこの数字を使ってみて色々耕作的な遊休農地等が発生するようであれば、そのエリアについてまた考えるということで、五料・飯倉地区の下限面積は20アールでいきたいと思っております。

委員：五料地域、飯倉地域は元の354の南の地域のことでですか。設定を小さくするのは良いと思いますが、5反から、3反ではなく、一気に2反に減らした理由の根

抛は何ですか。

事務局長：五料・飯倉地区は通常のエリアになりますので、北も入り全面になります。  
はっきりとした根抛ではないのですが、五料地区・飯倉地区は土地改良をされてはいますけれども、それでも一枚一枚の筆の広さについては3反も無い所だと思っています。一枚当たりの面積がそこまでいっていないのも加味した上で2反と設定されていると把握しております。

委員：資料の裏にある芝根村とか、五料村とか、滝川村等書いてありますがこれはどういうものですか。

事務局：毎年農業会議の方で調査をするのですが、その時に旧芝根村、上陽村という単位で調査がきますのでその統計の結果です。

事務局長：たぶん農林業センサスだと思います。2020年も実施されたと思います。5年に一回農水省の方で統計を取ります。この統計をとった後の公表の仕方が十年来変わらず、玉村町、旧芝根村、旧上陽村、滝川村という分け方で今現在も公表されています。それが転記されているものです。

議長：それでは、五料地区、飯倉地区の下限面積は20アールという事でよろしいでしょうか。採決いたします。ただ今の案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、五料・飯倉地区は20アールの現状で変更なしと決定します。

以上で次第4の議事については、終了いたします。

続いて、次第5 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 番号1から番号2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を朗読、報告】  
内容につきましては相続で、2件受理しております。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：その他ですが、

○意見書に対する回答についてですが、昨年12月21日（月）に町長・副町長・議長の3名に対して農業委員会の意見書をお渡ししたところ、それに対する回答が示されましたので、報告事項の次につけておきました。各自で目を通していただければと思います。

○令和3年分「農作業等標準料金表」についてですが、内容については昨年と同じです。料金について、特に問題がなければこの内容で行きたいのですが、いかなものでしょうか。また、最後に農地の賃借料情報を付けてあります。こちらについては、令和2年中に行われた賃借契約を基にしたものでございます。こちらも併せてご確認をお願いします。

○玉村カレーもじゃがいも植えの日程ですが、学校に確認したところ例年行っている日程の時期で特に問題はないとの事でしたので、3月15日の週で日程を決められればと思います。

また、品種については例年は男爵ですが、他の品種で何かあればあげていただければと思います。なお、メイクインについては給食センターからNGが出ていますので、それ以外で何がいいかを決めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で事務局からのその他を終わりにいたします。

議長：その他、委員の方から何かありますか。

令和3年度 玉村町農作業委託料金等参考額表に、作業工程によっても価格の変動もあるかと思うので、目安をつけていただいて、令和3年度 玉村町農作業委託料金等参考額表（目安）にさせていただいた方がありがたい。

委員：農作物等標準料金表について、金額が6,170円になっているがどのような計算をすると70円の端数になるのか。根拠を聞かれた時に何と答えればいいのか。昨年と同じにしたという事か。

議長：農作物等標準料金表については、農業センサスを元に書かれていると思いますが、先ほど申し上げたように目安をつけていただければ、100円単位にもできると思いますので、事務局の方で再度資料を用意しお示しいたします。

また、じゃがいもの品種は男爵が良いと思います。日程は3月17日（水）時間は9時30分に現地に集合してください。

その他について何かありますか。

委員：令和3年度 玉村町農作業委託料金等参考額表の農業臨時標準労賃表の一番下に、年間田畑管理が10アール当り、25,000円とありますが、それは1年間管理してこの価格ということですか。こんなに安いんですか。私は相対の価格で、1年間で30万円といわれ支払ったのだが、後でそれは高いと言われて相場を知らなかった。もう支払ってしまったし、近所の方なのでこの件に関してはもういいですが。

委員：面積はどのくらいの農地の支払いだったのですか？しかし、10アール当り年間25,000円では私は受けたくないですね。

議長：もし、今後疑問に思う事がありましたら、農業委員会の方に相談して下さい。

事務局：皆様の机の上に冊子を置きました。本来でしたら1月27日に行われるはずでした令和2年度農業員会活動推進研修会の資料です。目を通していただければと思います。

事務局長：町の方からコロナの対策をお知らせいたします。玉村町からもコロナのクラスターが発生してしまったことはご承知のことと思います。町内の飲食店へ県からの休業要請は無いんですけれども、やっけていてもお客さんがいないというお店も見受けられています。クラスターが起きたお店の玉村のお客さんがどこから感染したのか経路は把握できているそうです。町の中でこれからのコロナの対策として、積極的にワクチンを接種しましょうという話が始まって来ています。最初は医療関係者ということですが、佐波伊勢崎で8,000人ほどいるようです。玉村の役場でも新型コロナ対策ということで、保健センターに専属の係を作りまして接種の対応ということで始めさせていただいています。順番でということになりますので皆さんの所にいつ接種券が届くかは定かではございませんし、ワクチンも何種類かあるようですので、どれが町に来るかもわかりませんが、基本的にはクーポン券が届きまして、ご予約を取って頂いて予防接種を受けていただくという流れのようです。また細かい内容は広報紙等をご覧ください。それと、意見書という事で農業委員会から町に出させていただいたところにつきましては、色々予算制限が令和2年度については、町もだいぶお金を使いましたので、令和3年はだいぶ厳しくなりそうですが、できる限りご要望に沿うようにできればと今のところ進めさせていただいております。私からは以上です。

委員：ワクチンは住所単位で打つのか、前橋に勤めていたら前橋の職場で打つのか。そういうのはまだ決まっていないのですか。

事務局長：はい。まだ細かいことは決まっておりません。基本的にはクーポン券が住所地に送られます。また、ワクチンの種類によってはマイナス70℃に保てる冷蔵庫が市町村に1台から2台と言われていています。それをしっかりと保管できる体制をと

れる場所が玉村には1か所か2か所になると思います。そういったものを含めた上で、場所の選定を進めています。細かいことが分かりましたら、広報紙等やクーポン券郵送時にご案内できると思いますので、お待ちいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員：玉村町に医療関係者は沢山いますよね、そういう人たちが勤め先で予防接種を受けた場合接種したことを把握できるのですか。

事務局長：今申し上げましたように、病院で打つにしてもワクチンによってはマイナス70℃の冷蔵庫が必要です。それが整備できない病院では打つことができません。しかしながら、打った打たないは区別できると思いますし、しっかりとしなければいけないと思っております。

議長：他に何かございますか。無ければ、以上で本日の議題は全て終了いたします。